

1 議 事 日 程（5日目）

〔平成30年太宰府市議会第3回（9月）定例会〕

平成30年9月21日

午前10時開議

於 議 事 室

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第62号 | 太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会） |
| 日程第2 | 議案第63号 | 太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会） |
| 日程第3 | 議案第64号 | 太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会） |
| 日程第4 | 議案第65号 | 平成30年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について（分割付託） |
| 日程第5 | 議案第66号 | 平成30年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について（環境厚生常任委員会） |
| 日程第6 | 議案第67号 | 平成30年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について（環境厚生常任委員会） |
| 日程第7 | 議案第68号 | 平成30年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について（環境厚生常任委員会） |
| 日程第8 | 認定第1号 | 平成29年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会） |
| 日程第9 | 認定第2号 | 平成29年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会） |
| 日程第10 | 認定第3号 | 平成29年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会） |
| 日程第11 | 認定第4号 | 平成29年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会） |
| 日程第12 | 認定第5号 | 平成29年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会） |
| 日程第13 | 認定第6号 | 平成29年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について（決算特別委員会） |
| 日程第14 | 認定第7号 | 平成29年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について（決算特別委員会） |
| 日程第15 | 議案第69号 | 平成30年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について |
| 日程第16 | | 議員の派遣について |
| 日程第17 | | 閉会中の継続調査申し出について |

追加日程第1 決議第1号 橋本議長に対する議長辞職勧告決議

2 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	柳原 莊一郎	議員	2番	宮原 伸一	議員
3番	船越 隆之	議員	4番	徳永 洋介	議員
5番	笠利 毅	議員	6番	堺 剛	議員
7番	入江 寿	議員	8番	木村 彰人	議員
9番	陶山 良尚	議員	10番	小畠 真由美	議員
11番	上 疆	議員	12番	原田 久美子	議員
13番	神武 綾	議員	14番	長谷川 公成	議員
15番	藤井 雅之	議員	16番	門田 直樹	議員
17番	村山 弘行	議員	18番	橋本 健	議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市長	楠田 大蔵	副市長	清水 圭輔
教育長	樋田 京子	総務部長	石田 宏二
市民生活部長	友田 浩	総務部理事	原口 信行
都市整備部長	井浦 真須己	健康福祉部長兼 福祉事務所長	濱本 泰裕
教育部長	緒方 扶美	教育部理事	江口 尋信
総務課長併 選管書記長	田中 縁	経営企画課長	高原 清
防災安全課長	齋藤 実貴男	環境課長	川谷 豊
福祉課長	友添 浩一	都市計画課長	木村 昌春
社会教育課長	中山 和彦	上下水道課長	佐藤 政吾
産業振興課長併 農業委員会事務局長	中島 康秀		

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	阿部 宏亮	議事課長	花田 善祐
書記	斉藤 正弘	書記	高原 真理子
書記	岡本 和大		

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1と日程第2を一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第1、議案第62号「太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について」及び日程第2、議案第63号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔16番 門田直樹議員 登壇〕

○16番（門田直樹議員） 総務文教常任委員会に審査付託された議案第62号「太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について」、その審査内容と結果を報告いたします。

本議案は、大佐野台区にある大佐野共同利用施設を、大佐野台共同利用説に名称変更するものです。その理由は、旧名称である大佐野共同利用施設が大佐野区にある大佐野公民館と類似している状態であり、利用者が誤認するケースが多々あったためとのことでした。地元自治会から名称変更の要望もあり、利用者の利便性を向上させるため、今回条例の改正を行うものとのことでした。

委員から質疑、討論はなく、採決の結果、議案第62号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第63号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」、その審査内容と結果を報告いたします。

本議案は、いきいき情報センター駐車場の休日の利用開始時間を平日と同じ時間に変更するものです。改正前の条例では、平日の利用開始時間は8時15分から、休日の利用開始時間は8時45分からとなっておりましたが、平日と休日に差を設けることに実益もなく、また、実際は休日でも8時15分から利用されているため、現状の運用に合わせるため改正を行うものであるとのことでした。

委員から質疑、討論はなく、採決の結果、議案第63号の当委員会所管分は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第62号、議案第63号について報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第62号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第63号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第62号「太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第62号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時03分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第63号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第63号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時04分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第3 議案第64号 太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について**

○議長（橋本 健議員） 日程第3、議案第64号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

〔10番 小島真由美議員 登壇〕

○10番（小島真由美議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第64号について、その審査の内容と結果を報告いたします。

議案第64号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」、本議案は、介護保険事業を進める上で、介護保険運営協議会及び地域包括支援センター運営協議会という2つの運営協議会で同じ課題を審議することが多くなってきたことから、10月から介護保険運営協議会1つに統合することに伴い、条例を改正するものとの説明を受けました。

委員からは、これまでどういう頻度で協議会を開催してきたのか、協議会の規則ではそれぞれ13人以内となっているが、1つの協議会にすることで委員会の人数はどのようになるのか等の質疑がなされ、執行部から、地域包括支援センター運営協議会は年に3回、介護保険運営協議会は年に4回ほどそれぞれ開催をした。定数は13人以内となっているが、現在、それぞれの協議会は7人で運営をしている。今回1つの協議会にすることに伴い、規則の改正を10人とすることで予定しているとの回答がなされました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第64号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第64号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第64号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第64号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起

立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時07分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第65号 平成30年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について

○議長(橋本 健議員) 日程第4、議案第65号「平成30年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 門田直樹議員。

[16番 門田直樹議員 登壇]

○16番(門田直樹議員) 各常任委員会に分割付託された議案第65号「平成30年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について」の総務文教常任委員会所管分について、その審査内容と結果を報告いたします。

補正予算の審査に当たりましては、歳出より審査を行い、歳出の中で関連する歳入等の項目については、あわせて説明を受け審査を行いました。

歳出の主なものとしましては、10款2項1目小学校施設整備費494万3,000円、10款3項1目中学校施設整備費1,189万5,000円の増額補正について。これは、太宰府市が所管する全小・中学校の老朽化状況や各学校施設の児童・生徒数の推計を踏まえた教室不足等の配置、計画上の課題などを把握し、厳しい財政状況の中で各学校施設の改築、長寿命化、大規模改修などの整備方針を検討するための委託料であるとのことでした。

なお、小学校施設においては、全体の学校施設の中でも老朽化が著しく、かつ児童数が急激に増加していることによる教室不足が見込まれる水城小学校について、この中で特に詳細に検討するとのことでした。

あわせて、債務負担行為補正の水城小学校ほか施設整備構想案策定業務委託料453万6,000円についても説明を受けました。この内容は、先ほど述べた課題について、生徒数の将来推移を踏まえ、今後の整備構想、方針の策定、それから市民意識の醸成に時間を要するためであるとの説明を受けました。

また、中学校施設については、水城小学校と同様の理由から、学業院中学校の施設について特に検討すると説明を受けました。こちらも債務負担行為補正として、学業院中学校ほか施設整備構想案策定業務委託料453万6,000円を予算計上していると説明を受けました。

委員から、施設整備構想案を1年かけて検討するという事は、1年後にはある程度の市としての方向が決まるのかななどの質疑がなされ、執行部より、検討の結果、改築をするのか、長寿命化あるいは大規模改造となるのか、あらゆる方策のそれぞれメリット、デメリットを提示

するまでを策定業務とするなどと回答がありました。

次に、10款4項8目文化財調査費70万9,000円の増額補正について。これは、水城小学校及び学業院中学校の改修等が予定されていることから、埋蔵文化財の試掘調査を行うためのものです。水城小学校の敷地からは、東京国立博物館で重要文化財として保管されている古代の軍団の印鑑が発掘されており、太宰府と関連した非常に重要なところであるという認識があり、埋蔵文化財の全体像を把握することを目的として行われるとのことでした。

委員から、敷地内から文化財が発掘された場合、その場所は学校施設として使えなくなるのかなどの質疑がなされ、執行部より、特別史跡に当たるため、文化庁長官の現状変更の許可が要る状態であるものの、保存と活用を行いながら学校施設としての使用は可能、関連施設が発掘された場合であっても、地中に保存しながら学校施設の改築等が進められないかを検討するなど回答がありました。

次に、歳入の主なものとしまして、10款1項1目普通交付税2億1,691万6,000円の増額補正について、普通交付税の額が33億9,291万6,000円との決定通知があったため、当初予算との差額2億1,691万6,000円を増額補正するものと説明を受けました。

これに伴い、第4表地方債補正の臨時財政対策債も発行可能額が9億4,921万円に決定され、当初予算額9億3,200万円との差額1,721万円を増額補正するものと説明を受けました。臨時財政対策債については、後年度に地方交付税として100%措置されるものとの説明もありました。

その他、繰越明許費、債務負担行為につきましても、執行部に対して説明を求め、計上の根拠等について質疑を行いました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第65号の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

〔10番 小島真由美議員 登壇〕

○10番（小島真由美議員） 次に、議案第65号の環境厚生常任委員会所管分について、主な審査の内容と結果を報告いたします。

補正予算の審査に当たりましては、歳出より審査を行い、歳出の中で関連する歳入等の項目については、あわせて説明を受け審査を行いました。

歳出の主なものとしたしましては、3款1項1目社会福祉総務費、地域福祉関係費の5,000万円の増額補正。これは、平成29年度一般会計の決算において剰余金が確定したため、地域福祉基金へ5,000万円を積み立てるものとの説明を受けました。

次に、3款1項4目障がい者自立支援費、障がい者自立支援給付事業費の665万円の増額補正。これは、障がいのある方が日常生活において必要な移動や動作等を確保するために、身体の欠損または損なわれた身体機能を補完、代替する補装具について給付を行うとなっているが、その申請の増加により給付費が不足する見込みであることから、増額補正をするものとの説明を受けました。

委員から、財源としては国費が2分の1、県費が4分の1だが、年度途中で増額補正をした場合、補助金は満額つくのか、補装具の値段は事業者でばらつきがあり、国は適正化を求めているが、市の対応はなどの質疑があり、執行部から、年末の補助変更申請に間に合わない場合でも、翌年度実績報告を出すことで全額交付される。補装具は基本的には補助基準額のもとの補助であり、超過分は利用者負担を踏まえながら申請いただいているとの回答がなされました。

次に、4款1項4目環境衛生費、工事請負費の750万円の増額補正。これは、市有財産である朱雀二丁目の納骨堂のれんが塀に劣化によるひびや亀裂箇所が多数認められたことから、延長約48mのれんが塀の撤去と、新たに設置する高さ1mの目隠しフェンス及び延長約18mの既存ブロック塀の補強等の工事や、このほか必要箇所の舗装に要する費用であるとの説明を受けました。

次に、第3表債務負担行為補正については、健康診査及びがん検診等委託料1件が追加計上されており、計上の根拠について説明を受けました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第65号の環境厚生常任委員会所管分は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で議案第65号の当委員会所管分の報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員長 宮原伸一議員。

〔2番 宮原伸一議員 登壇〕

○2番（宮原伸一議員） 各常任委員会に分割付託されました議案第65号「平成30年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」、建設経済常任委員会所管分につきまして、その主な審査内容と結果を報告いたします。

歳出の主なものとしましては、6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費を1,066万5,000円増額する補正について。これは、野口池の土砂吐きの補修を行うため調査測量設計、松ヶ谷池斜樋スライドゲート改修、奥ノ池からの農業用水を上ノ池からの取水に変更する改修、醍醐池の周りの害獣侵入防止柵を設置する工事などの費用と説明を受けました。

委員からは、市は危険なため池の情報を掌握しているのかと質疑があり、執行部から、県が行っている全てのため池の点検、調査の結果が順次出てくるところであり、その結果をもとに改修計画の策定が必要と考えていると回答がありました。

次に、6款農林水産業費、2項農業費、2目林業管理費を1,688万4,000円増額する補正について。これは、市民の森の維持管理について、案内標識の整備や周辺の樹木等調査委託料及び市民の森の樹木伐採工事関連の費用であると説明を受けました。また、これに関する歳入の増額補正につきましても、あわせて説明を受けました。

委員からは、樹木伐採工事の際の安全確保について質疑があり、執行部から、遊歩道沿いの伐採を行う場合は、通行どめ等も考えていると回答がありました。

次に、7款商工費、1項商工費、4目観光費を79万3,000円増額する補正について。これは、国分寺周辺の電波状況が悪く、Wi-Fi機器について昨年度は設置を見送っていたが、樹木の伐採などにより電波状況が好転したため、機器を設置するものと説明を受けました。また、これに関する歳入の増額補正につきましても、あわせて説明を受けました。

委員から、Wi-Fi機器の今後の整備計画について質疑があり、執行部から、本年度に国分寺及び太宰府天満宮の太鼓橋周辺に設置することで整備は完了する考えと回答がありました。

次に、8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費を400万円増額する補正について。これは、自治会及び市民の皆様から草刈り回数を増やす要望が多いため、市内の草刈り業務委託についての回数を年1回から2回に増やすことなどの費用であると説明を受けました。

委員からは、高速道路ののり面など本市の所管ではない部分でも草刈りをしているのかと質疑がありました。執行部からは、高速道路の管理者にお願いしているが、対応が遅れ、市の道路の通行に支障が出ている場合は、市で草刈りをしている状況と回答がありました。

その他、建設常任委員会所管分の補正予算につきましても、款項目ごとに執行部に説明を求め、質疑を行いました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第65号の建設経済常任委員会所管分につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時22分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5から日程第7まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第5、議案第66号「平成30年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」から日程第7、議案第68号「平成30年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

〔10番 小島真由美議員 登壇〕

○10番（小島真由美議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第66号から議案第68号までについて、その主な審査内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第66号「平成30年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」。本議案は、歳入歳出にそれぞれ1,107万3,000円を増額補正するものであり、内容としては、平成29年度に社会保険診療報酬支払基金から交付を受けていた退職者医療費交付金の精算返還金と、今年度から始まった国保制度改革による都道府県単位化のシステム改修に伴うものである。改修は、国への療養給付費等負担金や財政調整交付金を、現行の市町村からの申請をベースにしたものから、県内全市町村の事業報告を自動的に集計し、県からの申請をベースにした機能にするもの。これらの財源として、精算返還金については一般会計からの繰り入れ

で、システム改修については県支出金の特別調整交付金市町村分10分の10であるとの説明を受けました。

また、第2表債務負担行為の健康診査等委託料7,865万5,000円の増額補正については、平成31年度から3年間の特定健康診査等に要するものであり、健診率を高めるため、これまで健診予約申込方法が、はがきのみから、電話や市ホームページから行えるようにしたいと考えており、その準備等から契約を早める予定であるとの説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第66号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第67号「平成30年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」。本議案は、歳入歳出にそれぞれ1億803万円を増額補正するもの。歳出の主な内容として、1点目は、平成29年度介護給付費負担金、支払基金及び地域支援事業に係る交付金の精算返還金であり、その財源としては、国県支払基金交付金の追加となりました過年度分の合計848万6,000円と、前年度繰越金9,952万9,000円に対応し、余剰金4,395万5,000円は基金積立金としている。2点目は、介護保険運営協議会と地域包括支援センターを統合することに伴う増額及び減額補正であるとの説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第67号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第68号「平成30年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」。本議案は、平成29年度決算において91万7,602円の余剰金が確定したことに伴い、歳出の積立金に同額を計上しているものであり、余剰金の主な内容は、償還金と公債費との差額91万3,000円であるとの説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第68号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第66号から議案第68号までについての報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第66号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第67号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第68号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

議案第66号「平成30年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」  
討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第66号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時28分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第67号「平成30年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第67号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時28分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第68号「平成30年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第68号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時29分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8から日程第14まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第8、認定第1号「平成29年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第14、認定第7号「平成29年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました決算特別委員会の報告を求めます。

決算特別委員長 門田直樹議員。

〔16番 門田直樹議員 登壇〕

○16番（門田直樹議員） 決算特別委員会に審査付託されました認定案件の審査結果について、一括してご報告いたします。

本定例会におきまして審査付託を受けました認定第1号「平成29年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」及び認定第2号から認定第7号までの各会計の歳入歳出決算認定についての審査につきましては、8月29日の本会議初日に市長の提案理由説明及び本会議散会後の特別委員会初日に各担当部長の概要説明を受けた後、9月14日及び18日の2日間にわたり、市長ほか副市長、教育長及び各部長、課長出席のもとに審査いたしました。

審査に当たりましては、決算書に付随して提出されました事務報告書、監査委員の各決算審査意見書、施策評価を参照し、さらに各委員から資料要求がありました審査資料もあわせ、各委員からの質問とそれに対する所管部課長の説明をもとに慎重に審査いたしました。

この決算審査に当たりましてご協力いただきました各委員及び執行部の皆様に対しまして、改めてお礼申し上げます。

市長や担当部長からの説明では、平成29年度は景気回復の影響もあって、前年度より市税は増加、地方消費税交付金を初めとする各交付金も増加したが、普通建設事業にかかわる国庫補助金や地方債借り入れが減少したことにより、歳入全体としては減少した。事業の遂行に当たっては、あらゆる財源の確保に努め、経費削減や事業見直しを行い、限られた予算の中で各種施策、事業の計画的な推進に努めたという報告がありました。

なお、各会計ともに審査の詳細な内容につきましては、全議員構成での審査であったこと、また、後日、決算特別委員会会議録が配付され、またその他の関係資料としての事務報告書並びに各委員から要求された審査資料等も配付されておりますので、ここで逐一報告することは省略いたします。

執行部におかれましては、委員会審査の中で出された問題点、指摘事項、意見、要望等について十分に整理、検討され、新年度予算の編成反映させるとともに、今後の事業執行にも積極

的に対応されることを強くお願いしておきます。

また、各会計においても、まだまだ厳しい財政状況が続いており、今後とも行政の効率化、財政の健全化をより一層進め、行政サービスの低下を招くことがないように、職員が一丸となって行政運営に取り組まれますよう要望いたします。

それでは、各会計の実質収支の状況を主に報告いたします。なお、各会計とも、金額につきましては千円単位にて報告いたします。

まず、認定第1号「平成29年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

平成29年度の一般会計決算額は、歳入総額240億7,563万7,000円、歳出総額234億5,529万7,000円で、歳入歳出の形式収支額は6億2,034万円の黒字であり、翌年度へ繰り越すべき財源2,759万8,000円を差し引きますと、実質収支額として5億9,274万2,000円の黒字決算となっています。

普通会計における市債残高は、平成29年度末では241億7,961万1,000円であり、前年度より3億1,147万9,000円減少しています。

また、経常収支比率は92.1%で、前年度に比較して1.7ポイント上昇しています。

執行部にあつては、今後とも行政の効率化、財政の健全化に向けて、より一層の努力をなされるよう要望しておきます。

質疑、討論を終わり、委員会採決の結果、認定第1号は多数をもって認定すべきものと決定しました。

次に、認定第2号「平成29年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご報告いたします。

平成29年度の決算額は、歳入総額81億7,118万8,000円、歳出総額83億4,350万9,000円で、歳入歳出差し引き1億7,232万1,000円の赤字決算となっています。この歳入不足については、翌年度繰上充用金で補填されています。また、前年度は赤字であった実質単年度収支は、4,951万3,000円の黒字と改善しています。

歳入の基礎となります国民健康保険税を見ても、現年課税分の収入率は92.60%で、前年度に比較しますと0.24ポイント低下し、保険税収入総額は14億6,616万8,000円で、前年度に比べ2.34%、3,512万7,000円の減となっています。

また、収入未済額は、現年分、滞納繰越分合わせて4億489万円となっており、前年度に比べ0.45%の増となっています。

歳入において、前年度に比べ国庫支出金が1.0%、1,710万7,000円の減、療養給付費交付金が44.5%、8,162万2,000円の減となっており、県支出金が27.3%、1億3,661万7,000円減となっており、歳入全体としては7.5%、6億6,084万4,000円の減となっています。

歳出においては、歳出総額の58.3%を占める保険給付費は減少しており、共同事業拠出金、後期高齢者支援金等も減少しています。

平成29年度の国保会計は、歳出が減少したものの、12年連続の赤字決算となっている。平成30年度からは都道府県が財政運営の主体となっており、医療費の節減と適正化に向けた取り組みに、より一層の努力をお願いしておきます。

質疑、討論を終わり、委員会採決の結果、認定第2号は多数をもって認定すべきものと決定しました。

次に、認定第3号「平成29年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

平成29年度の決算額は、歳入総額12億948万8,000円、歳出総額11億5,475万1,000円で、歳入歳出の形式収支額は5,473万7,000円の黒字であり、前年度実質収支を差し引いた単年度収支は154万5,000円の黒字となっています。執行部におかれましては、今後とも健全運営に努力されますようお願いいたします。

質疑、討論もなく、委員会採決の結果、認定第3号は全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第4号「平成29年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

平成29年度の決算額は、保険事業勘定においては歳入総額48億8,939万8,000円、歳出総額47億8,986万9,000円で、実質収支額は9,952万9,000円の黒字決算となっています。

介護サービス事業勘定においては、歳入総額3,878万6,000円、歳出総額2,023万6,000円で、実質収支額は1,855万円の黒字決算となっています。

保険事業の歳出総額の89.8%を占める保険給付費については、高齢化の進展に伴い、今後も増加するものと考えられます。執行部におかれましては、今後とも介護予防対策などに努力されますようお願いいたします。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、認定第4号は全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第5号「平成29年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

平成29年度の決算額は、歳入総額1,747万3,000円、歳出総額1,655万5,000円で、実質収支額は91万8,000円の黒字決算となっています。

償還金については、平成29年度末で収入未済額は9,037万4,000円となっており、その回収率は1.2%となっています。執行部におかれましては、滞納解消に向けて、今後ともさらなる努力をお願いいたします。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、認定第5号は委員全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第6号「平成29年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」報告いたします。

平成29年度の年間総給水量は561万8,703^mで、前年度に比べ0.3%の増となっており、有収率については93.1%となっています。行政区域内人口に対する給水人口普及率は、前年度に比べ0.4ポイント増の83.8%となっています。

経営成績では、収益的収支において、総収益は13億5,657万3,000円、総費用は11億1,387万6,000円となっており、損益収支は2億4,269万7,000円の純利益となっています。

また、企業債については、平成29年度末現在で10億5,000万円余りとなっており、このまま平成30年度の借り入れがなければ、平成40年度には完済となる見込みとの説明を受けました。

水道事業経営においては、今後とも老朽管等の施設更新や耐震化、災害時の緊急対応などについて計画的に取り組んでいくとともに、水道の普及率向上、営業収益の根幹である水道使用料の収納率向上に努められまして、経営の効率化と安全で良質な水道水の安定供給をお願いするものであります。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、認定第6号は全員一致で原案可決及び認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第7号「平成29年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」報告いたします。

平成29年度の有収水量は633万2,791^mで、前年度に比べ0.3%の増となっています。なお、行政区域内人口に対する水洗化人口は、前年度から0.2%増の6万9,531人、水洗化人口普及率は0.2ポイント増の97.0%、水洗化率は0.1ポイント増の97.5%となっています。

経営成績では、収益的収支において、総収益が17億8,769万3,000円、総費用が13億6,538万7,000円となっており、損益収支は4億2,230万6,000円の純利益となっています。

また、企業債については、前年度から約7億2,300万円減少し、年度末残高は74億7,900万円余りとなっており、今後とも減少していく見通しとの説明を受けました。

平成29年度の建設工事の概況として、芝原雨水管渠、奥園雨水管渠築造工事の雨水整備のほか、大佐野、北谷、内山、国分地区などの汚水管整備などが実施されております。

下水道事業は、健康で快適な生活環境の実現に不可欠な都市基盤整備事業であります。災害に強いまちづくりのためにも、今後とも雨水管渠整備事業など計画的な事業推進とともに、営業収益の根幹であります下水道使用料の収入確保と経費節減を図りながら、健全経営に努力していただきますようお願いいたします。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、認定第7号は全員一致で原案可決及び認定すべきものと決定いたしました。

以上で決算特別委員会に審査付託されました認定第1号から認定第7号までの平成29年度各会計の決算認定案件についての委員会審査報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

質疑は、全議員で構成された特別委員会では審査されておりますので、省略します。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

認定第1号「平成29年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

通告がありますので、これを許可します。

15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 議選の監査委員としての立場もありますので、楠田市長のもとで新たに三役が選任されておりますので、まず、その部分についての見解を述べさせていただきながら討論させていただきます。

全国都市監査委員会発行の監査手帳から引用させていただきますが、監査委員監査基準第1章総則の第3条におきまして、監査委員は、法令により定められた権限に基づいて、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理または市の事務の執行について監査等を実施し、その結果に関する報告を決定し、これを議会及び市長等に提出し、公表するなどにより、民主的かつ効率的な行政の執行確保に資し、もって住民の福祉の増進と地方自治の本旨を実現することに寄与するとあります。

また、同じく第1章第2節第6条の実施基準におきましては、監査等は、実施に当たって事務事業の執行が予算及び議決並びに法令に基づいて行われているか留意し、積極的かつ指導的に実施しなければならないとあります。

監査の際の中心の着眼点としては、議会において議決をされた予算の執行に当たり、適正に出納が行われているかということが中心になり、個別の政策の内容、是非については監査委員としての範囲には及ばないと考えます。

予算の適正な出納につきましては、平成29年度も行われているということは判断をいたします。そのことは決算書と一緒に配付をされております監査意見書にも、識見監査委員と連名で述べさせていただいております。

しかし、議員の立場として、提案されております平成29年度一般会計歳入歳出決算認定を見て、さらに今回の委員会審査で交わされた議論の上で、今回提案されております決算認定については、以下の理由から反対をいたします。

まず1点目は、7款商工費の1項商工費において執行された国際観光専門委員への報酬の支払いが行われておりますが、委員会審査の中では、国際観光専門委員の提案等のまとめられたものがない旨の発言がありました。専門委員と名のつく方への報酬が支払われている以上、何も残らないというような予算の執行のあり方は疑問であります。

2点目に、委員会審査でも同会派の委員が反対討論で述べましたが、同和対策関連での運動団体への補助金と扶助費の支給が継続されていることも、廃止を求める立場としては容認できません。

3点目は、一般会計の歳出全体で言えることですが、市長はさきの6月議会の施政方針において、補助金執行に当たってのルール化を明言されました。長年求められてきたことですが、平成29年度の決算においても多数の補助金が支出されています。補助金の支出金額の根拠が曖

味なまま執行されている点も、早期に改善を求める必要があると考えます。

以上、大きく3点述べましたが、平成29年度楠田市長のもとで執行された予算は、就任月から見ても多くないということは理解しております。しかし、この決算認定が終われば、楠田市長のカラーに基づいた新年度の予算編成がスタートすることになると思います。長く続く保育園の待機児童解消、中学校給食の実施計画などあわせ、今述べた点を考慮していただき対応されることを要望いたしまして、同会派の神武議員とともに、提案されております平成29年度の一般会計決算認定には重ねて反対することを述べて、討論を終わります。

○議長（橋本 健議員） 賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第1号に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、認定第1号は認定されました。

〈認定 賛成15名、反対2名 午前10時48分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、認定第2号「平成29年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 国保会計の決算認定につきましては、予算委員会の際に、この年度、後期高齢者支援金の引き上げが行われた内容の決算認定であります。予算の際に、後期高齢者支援金の引き上げを理由に予算に反対しておりますので、その決算認定ですので、反対を表明いたします。同会派の議員とともに反対を表明いたします。

○議長（橋本 健議員） 賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第2号に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

○議長(橋本 健議員) 多数起立です。

よって、認定第2号は認定されました。

〈認定 賛成15名、反対2名 午前10時49分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、認定第3号「平成29年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第3号に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、認定第3号は認定されました。

〈認定 賛成17名、反対0名 午前10時50分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、認定第4号「平成29年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第4号に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、認定第4号は認定されました。

〈認定 賛成17名、反対0名 午前10時50分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、認定第5号「平成29年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第5号に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

す。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、認定第5号は認定されました。

〈認定 賛成17名、反対0名 午前10時51分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、認定第6号「平成29年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第6号に対する委員長の報告は原案可決及び認定です。本案を原案可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、認定第6号は原案可決及び認定されました。

〈原案可決及び認定 賛成17名、反対0名 午前10時52分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、認定第7号「平成29年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第7号に対する委員長の報告は原案可決及び認定です。本案を原案可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、認定第7号は原案可決及び認定されました。

〈原案可決及び認定 賛成17名、反対0名 午前10時52分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第69号 平成30年度太宰府市一般会計補正予算(第5号)について

○議長(橋本 健議員) 日程第15、議案第69号「平成30年度太宰府市一般会計補正予算(第5号)について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長（楠田大蔵） 改めまして、皆さん、おはようございます。

平成30年太宰府市議会第3回定例会最終日を迎えて、本日もご提案申し上げます案件は、補正予算1件の議案のご審議をお願い申し上げます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第69号「平成30年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出にそれぞれ1億2,866万5,000円を追加し、予算総額を250億4,684万4,000円にお願いするものであります。

主な内容といたしましては、専決処分をさせていただきました平成30年7月豪雨災害に伴う災害復旧関連事業について、その後、国、県や関係者との協議が調ったことに伴い、農業用施設や道路のり面などの復旧工事の追加費用を計上させていただくとともに、大佐野スポーツ公園進入路の道路のり面復旧工事に係る測量設計費用を計上させていただいております。

また、激甚災害指定の地域に本市が含まれたことにより、防災対策補助事業であります民有地崖崩れ復旧工事に係る設計監理等委託費などの費用を計上させていただいております。

その他といたしまして、災害関連に伴う地方債において、限度額の変更を2件計上させていただいております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑を行います。

議案第69号について通告がありますので、これを許可します。

5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） 議案第69号について質問させていただきます。

議案第61号の専決による補正予算と合算した上で、1つ、復旧に係る予算の総額、2つ、あわせてその財源構成を市の負担、国と県からの補助、市債発行高に分けて割合を示していただきたい。3つ目、また、激甚災害指定地域となったことで市に得られたメリットを聞かせていただきたい。よろしくお願いたします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） おはようございます。それでは、笠利議員のご質問にご回答申し上げます。

まず1点目の災害復旧に係る予算の総額についてでございますが、平成30年7月豪雨災害に伴う復旧予算といたしまして、総額3億7,272万円となっております。内訳といたしましては、9月定例会の初日にご承認をいただいた専決予算で2億4,405万5,000円、このたびの補正第5号で1億2,866万5,000円を計上いたしておるところでございます。

なお、国、県や地権者など関係者との協議に時間を要していることで、まだまだ工事費が算定できていない事業もございまして、今後改めて災害復旧工事に係る補正予算も予定される状況でございます。

次に、2点目の財源構成についてでございますけれども、3億7,272万円の歳出に対しての財源の内訳についてでございますが、地元負担金である分担金が108万円で、全体に対して0.3%、国の負担金補助金が1億514万6,000円で28.2%、県の補助金が360万円で1.0%、災害復旧事業債による市債の借入れが1億3,980万円で37.5%、財政調整資金からの繰入金が1億2,309万4,000円で33.0%を占めておるところでございます。

なお、この財源構成に占める国の補助金につきましては、災害復旧事業での通常の補助率で計上いたしておりまして、激甚災害指定を受けたことによる補助率のかさ上げ分を現時点では見込んだものとはなっておりません。この理由につきましては、後ほど3点目の回答でご説明したいと思います。

次に、3点目の激甚災害指定地域になったことでのメリットについてでございますが、災害復旧事業に伴う国庫補助金の補助率がかさ上げされることとなります。補助率のかさ上げにつきましては、道路、水路等の復旧工事に係る公共土木施設事業や、農地やため池、林道等の復旧工事に係る事業によりまして、かさ上げ率も違ってまいります。国が全国にわたる激甚災害指定地域の状況を取りまとめの上、そのかさ上げ率を決定し、通知が送られてくる予定となっておりますことから、現段階ではまだかさ上げ率がどのくらいになるというのは未定でございます。そういったことから、現時点では通常の補助率で計上したところでございます。

ちなみに参考ではございますが、公共土木施設災害復旧事業における過去5年の実績平均のかさ上げ率につきましては、通常の補助率が70%でございますが、それが84%に引き上げられている状況でございます。

なお、補助率がかさ上げされることとなりますと、災害復旧事業に係る市債の借入れにつきましても借入額が減るというようなこととなりますので、将来的な財政負担も軽減されることにつながるということでございます。

また、本来であれば補助対象事業ではございませんけれども、この激甚災害指定を受けたことで、民有地の地域防災崖崩れ対策事業につきまして、国、県の補助対象事業として災害復旧工事に取り組むことができるというようなことになってございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再質問はございますか。

5 番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） 再質問というわけではありませんが、今後、災害が繰り返されることは覚悟しておかなければならないと思っておりますので、今後の参考にしておきたいと思い、質問させていただきました。詳しく教えていただき、ありがとうございます。

○議長（橋本 健議員） ほかに質疑はありませんか。

13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 今回のこの7月の豪雨によって、市内の影響の確認のために、11款災害復旧費以降の災害復旧関係費対象の地区及び箇所数についてお尋ねをします。

また、被災した場合のこれからの予備知識として、今お住まいの周りで災害に遭われた場所などにかかわっている方、関係者がいらっしゃると思います。心配されていると思いますので、国、それから県への申請をした場合の補助決定までの期間がどのくらいかかるのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 各課にまたがるものがございますけれども、神武議員のご質問に私のほうから回答をさせていただきます。

1項目めの災害復旧関係費の地区及び箇所数についてでございます。最初に、保健体育施設につきましては北谷で1カ所、農業施設につきましては観世音寺、内山、松川で計5カ所、林業施設につきましては四王寺林道、大佐野林道の2カ所、道路橋梁につきましては三条台、湯ノ谷、北谷、馬場、星ヶ丘で5地区で6カ所、河川につきましては内山で1カ所、緑地等につきましては大佐野で2カ所となっております。

次に、2項目めの申請から補助決定までの期間についてでございますけれども、災害発生から1週間以内に、まず第1報を県のほうに上げます。それから、あと21日以内に報告の修正をすることになっております。ですから、その間に追加分も含めて21日以内に終わるということになります。

その後、災害の査定といいまして、国、県のほうから査定官が参りまして査定を行うわけですが、原則として災害査定は災害発生より起算して2カ月以内に終わるということになっておりますけれども、災害の規模によりまして災害査定期間が遅くなる場合もございます。

今回はご承知のとおり激甚災害にも指定されていて、広い範囲にわたって災害が起こっておりますので、最終的に査定が少し延びているという状況はございます。ちょうど今週、最初の2件の災害査定を終えたところでございます。あと3件につきましては、10月の後半に査定を受けるという予定になっておりまして、災害発生から査定、一応金額が確定するまでは、早いもので1カ月と3週間、今回につきましてはですね。ですから、またあと最後3カ所ございますので、そこも含めると、やはり3カ月弱かかるということになります。

それから、実際に査定を受けまして、それからまた実施設計とか協議とかに入りますので、入札、それから工事の着工ということになりますので、今神武議員申されておりましたように、周辺の皆様や市内の道路とかを利用される方には大変ご迷惑をおかけする部分もございます。

実際、今通行どめを市内、四王寺林道ほか1カ所通行どめをさせていただいていますけれども、一日でも早く災害復旧ができて、市民の皆さんに安心して通っていただけるようにということで、私どもも国、県に査定を受けながら、また工事の状況等々につきましては議会のほうにも報告を今後させていただきながら、事業は進めさせていただきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再質問はございますか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

討論、採決を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第69号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時05分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議員の派遣について

○議長（橋本 健議員） 日程第16、「議員の派遣について」を議題とします。

お諮りします。

地方自治法第100条第13項及び太宰府市議会会議規則第164条の規定により、別紙のとおり議員の派遣が生じたので、これを承認し、変更があったときは議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第17 閉会中の継続調査申し出について

○議長（橋本 健議員） 日程第17、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から、会議規則第110条の規定により継続調査についての申し出がっております。



お諮りします。

それぞれの申し出のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

ここで、追加日程に入りますので、11時15分まで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時06分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時15分

○議長(橋本 健議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第1 決議第1号 橋本議長に対する議長辞職勧告決議

○議長(橋本 健議員) 追加日程第1、決議第1号「橋本議長に対する議長辞職勧告決議」を議題とします。

議事の都合により議長の席を副議長と交代します。

(議長交代)

○副議長(陶山良尚議員) 地方自治法第106条第1項の規定により、議長の職務を行います。

地方自治法第117条の規定により、橋本健議員の退場を求めます。

(18番 橋本健議員 退席)

○副議長(陶山良尚議員) それでは、提出者の説明を求めます。

5番 笠利毅議員。

[5番 笠利毅議員 登壇]

○5番(笠利 毅議員) 決議第1号「橋本議長に対する議長辞職勧告決議」。太宰府市議会会議規則第13条第1項の規定により、上記の決議を別紙のとおり提出いたします。平成30年9月21日、太宰府市議会議長橋本健様。提出者、太宰府市議会議員笠利毅、賛成者、太宰府市議会議員木村彰人。

理由。市長選挙直後の不適切発言に始まる橋本健議長の一連の言動は、議会に対する市民の信頼を著しく損ねるとともに、議員からの議長への信頼も失われている。議会として再三注意を行ったが、その言動は改善されていない。これ以上は看過できず、議長職の辞任と猛省を求める。

詳しくは、別紙、橋本議長に対する決議文の朗読をもってかえます。

橋本議長に対する議長辞職勧告決議。

橋本健議長は、平成30年1月28日の市長選挙投開票の直後、民放テレビ局の取材を受け、当選者に対し不信任を出したいぐらいだと応じた。この発言は同日夜放送され、それぞれの候補者の支持を超え、多くの市民が反発するところとなった。

このことにつき、同年2月8日に市民有志の主催で市民説明会が行われ、橋本議長が謝罪と説明を行ったが、議長辞職を求める声が大勢であった。

また、4月27日に開催された太宰府市議会意見交換会では、自身の弁護、擁護に終始し、また、実態とは違う説明を行うなど、かえって市民の反発を買う結果となった。

さらに議会内では、8月29日に議員全員出席の中、議長職留任の決意を表明し、以下のよう

- 1つ、この問題は2月8日で終わっている。
- 2つ、政治倫理審査会の附帯意見で求められたことに関しては、何もしていない。
- 3つ、近隣市でお祝いが続くのに、私がやめたら水を差すというか、白ける。
- 4、市民は幾ら言ってもわからない人がいる、話しても無駄。
- 5、議会意見交換会はガス抜きの場合、など。

特に、この問題が2月8日で終わった、解決したというのならば、3月から4月にかけて4回にわたり行われた政治倫理審査会は何だったのか。自身が参考人として出席しながら、終わった問題を議論していたというのか。附帯意見を無視することとあわせ、理解できない。

今回の議長の一連の行為は、太宰府市議会の歴史、市民からの信頼を著しく傷つけるものであり、その責任は極めて大きい。

よって、市民との信頼関係を取り戻し、太宰府市議会の正常化を図るためにも、橋本健議長の議長辞職を求めるものである。上記決議する。平成30年9月、太宰府市議会。

○副議長（陶山良尚議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

6番堺剛議員。

○6番（堺 剛議員） 質疑をさせていただきます。

橋本議長に対する辞職勧告決議案の内容については、私も当時、政治倫理審査会の委員として共有できるものであると思います。が、本日の本会議前に全議員に対して橋本議長より、今年度をもって辞退をされるとの表明がなされ、報道機関にも告知されてあるとお聞きいたしました。

そこで、笠利議員にお聞きいたします。辞職勧告の決議案をあえて提出された意図をお聞かせください。

○副議長（陶山良尚議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） 本朝、その旨、私も聞いております。ただ、この議案は、既に前日提

出されたものでもあり、今朝になって変えると、撤回するといったような性質のものではないかと思えます。

○副議長（陶山良尚議員） 質問はございませんか。

ほかに質問はございませんか。

4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） 議長辞職勧告ということで、議長を辞職させるための法的根拠があれば教えてください。

○副議長（陶山良尚議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） 辞職をさせるための法的根拠というものに関しては、ないかと思えます。これはあくまでも勧告ですので。議長職をやめさせるということが、ここから直ちに結論されるものではないと考えております。

○副議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） 最後のほうに、太宰府市議会の正常化を図るためにも橋本議長の議長辞職を求めるものである。その議長を辞職すれば、太宰府市議会が正常化すると。ほかに何か具体的なことがあれば説明をお願いします。

○副議長（陶山良尚議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） 議長の辞職イコール太宰府市議会の正常化とは考えておりませんが、それがイコールであるとは考えておりませんが、これまでのここに示したような経緯から判断するに、議長が、これもこの半年ほどですね、なされてきたことに対する評価として、このままでは議会の正常化を図ることはできないだろうと考えております。

○副議長（陶山良尚議員） 再々質疑はありませんか。

ほかにございませんか。

14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） この辞職勧告決議の中に、政治倫理審査会の件がちょっと載っているんで質問しますが、一緒に政治倫理審査会、書いてあるとおりに進めてきたわけですね。そのときなぜ一人でも不可でなく可としなかったのがまず1点ですね。なぜ可としなかったのか。あのときに辞職をすべきだと強く言えたわけですね。それが1点ですね。

それと、今徳永議員からもちょっと質疑があったように、笠利議員が思われる太宰府市議会の正常化というのは、この議会が今行われている最中で、これが正常な状態ですよ。どういうふうなことが正常化と思われるのか、2点お聞きします。

○副議長（陶山良尚議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） まず1点目、なぜ政治倫理審査会の中で辞職を言わなかったかということですが、私に限らないかとは思いますが、あくまでもあれは条例に従う形で、条例にのっとって判断をするという姿勢で判断しています。辞職を求める、求めないということは、委員として考える範疇のこととしては、直接は考えていない。

もしあり得るとすれば、違反認定を出て、その後どのような措置をとるか、そういうことを考える場合には、議会として辞職を求めるといふか、措置といいますか、考える余地はあったかと思いますが、そこまで議論は進んでおりません。したがって、あの場ではそれを議題といいますか、主張するような場面は来なかったかと、そのように認識しています。

○副議長（陶山良尚議員） 再質疑はありませんか。

○5番（笠利 毅議員） もう一点ありましたね。ちょっと待ってください。正常化をどのように考えるかということですね。

私の考える正常化は、詳しくは討論で述べる予定ではありますが、ここまでの決議文に書いてある状況から考えて、橋本健議長のもとでは、議決に対する信頼性が確保されないのではないかと、そのように考えております。議決に対する市民からの信頼性を回復することを、正常化としては1つ考えております。

○副議長（陶山良尚議員） 再質疑はありませんか。

14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） あと、先ほどなぜこれを前日提出されたかという質疑においては、その前の日にもこの賛成者のほうには、もう議長辞職をするというふうな旨は伝えておりました。お二人でそうやって話されて、ある程度もう辞職されるということは内々でわかっていたはずですが、それでもあえてこうやって提出される。私は理解に苦しむわけですね。

附帯意見のことも書いてありますが、私も委員として多少反省すべきことがちょっとあって、この附帯意見に関しては期限がないわけですよ。例えば1カ月以内に行わなければいけない、3カ月、半年、1年、そういったことを踏まえて、ちょっと静かにさせてもらえますか。

○副議長（陶山良尚議員） 静粛に願います。

○14番（長谷川公成議員） そういった内容であれば、まだこの審査会が終わって半年たつたかないかぐらいです。そういったことも踏まえて、行われていないから、じゃあ何もしていないというふうに捉えられる。そこはちょっと私は理解に苦しむわけですが、そこら辺のご答弁をお願いします。

○副議長（陶山良尚議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） 提出者及び賛成者の考えとしては、その真摯な対応ですね、附帯意見でいうところの、直ちに行われるべきだと考えています。期限を切らないということをもって、半年、1年、2年、あり得ない、そういう考えでおります。

（14番長谷川公成議員「その前のことです」と呼ぶ）

○5番（笠利 毅議員） 提出前のことですね。提出前に、3月に辞職をすると表明する予定だというふうには聞いております。しかしながら、今申しましたとおり、3月までというのは長過ぎると考えております。もう既に半年ほどたちますけれども、半年の間に、議長が申されていると思いますが、何もしていなかったということはありません、そのように考えています。3月までということは知っておりましたが、賛成者とともに、これは意見の一致している

ところですが、3月まで何をするかはつきりすることもなく、辞職を待つということは考えられない。今あえて提出したのは、辞職を求めるのであれば今であるという考え方です。

(「よし」と呼ぶ者あり)

○副議長(陶山良尚議員) 傍聴者の皆さんにおかれましては、ご静粛にお願いしたいと思います。

再々質疑はありませんか。

ほかに質問はありませんか。

15番藤井雅之議員。

○15番(藤井雅之議員) 1点確認をさせていただきたいと思います。

今長谷川議員のやりとりの中でも、3月まで待てないというような趣旨の発言がございました。もうこの間、この決議案に対する議論の中では、既にもう橋本議長が3月末をもって辞職をされる意向、退任される意向も既に述べられておりますが、笠利議員は3月までは待てないという主張で、今提案に至ったというふうに理解しておりますけれども、仮の話ですけれども、この決議の可否によりまして、橋本議長が3月に退任されるということ、辞職をされるということは、私はそういう方向で進んでいくと理解しておりますが、笠利議員の今後の議員としての活動のスタンスとして、橋本議長に辞職を求められた立場で、今後どういうふうに、例えば議長が招集してこられるいろいろな、議会だけではなくいろいろあると思いますけれども、そういったところに対して、要は笠利議員やめるとおっしゃった議長が招集するものに対して、どういうふうに対応されていこうと考えておられるのか、その点の……。ちょっと傍聴席黙らせてください。

○副議長(陶山良尚議員) 申しわけありません、傍聴者の皆さん、たびたびになりますけれども、ご静粛にお願いいたします。

○15番(藤井雅之議員) ちょっと途中で途切れましたが、その辺についての笠利議員のスタンスを今後どういうふうに持っていこうとお考えか、お聞かせください。

○副議長(陶山良尚議員) 5番笠利毅議員。

○5番(笠利 毅議員) まず、今の質問に関してですけれども、基本的に仮定の話でしか話ることができないものであると思います。それが1点。

もう一つは、これは私の見解という形で決議文を提出しているわけではありません。かくかくしかじかの事情のもと判断するならば、こうこうこういう結論が出されるべきであるという書き方をしているつもりです。私がどのように、私一人の議員がどのような態度でその仮定の話に臨むかということは、議案に対する質疑として答えるべきかどうか、私には判断しかねるところであり、必要であるならば、副議長にその判断を求めたいかとは思っています。

○副議長(陶山良尚議員) 15番藤井雅之議員。

○15番(藤井雅之議員) 仮定の話といいましても、可否が出ることは間違いないわけですが、この決議案が通るか否決をされるか。

- 副議長（陶山良尚議員） 静粛にお願いします。
- 15番（藤井雅之議員） その上で、スタンスとしては表明される責任があるのではないかと私は思いますけれども、いかがでしょうか。
- （「そんなことはありません」と呼ぶ者あり）
- 副議長（陶山良尚議員） 5番笠利毅議員。
- （「議長、退場を促してください」と呼ぶ者あり）
- 5番（笠利 毅議員） イフのもとで話をしてもいいんですが……。
- 副議長（陶山良尚議員） 笠利議員、申しわけありません。傍聴人に申し上げます。傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に願います。なお、副議長の命令に従わないときは、地方自治法第130条第1項の規定により退場を命じることになりますので、念のため申し上げておきます。
- 以上でございます。
- どうぞ。
- 5番（笠利 毅議員） イフのもとで答えるとなると難しいですが、基本的な考え方を言えば、議員としてやらねばならないと定められていることについては、それはもちろんやると。それ以上のものでも以下のものでもないと考えております。
- 副議長（陶山良尚議員） ほかに質疑はございませんか。
- 10番小島真由美議員。
- 10番（小島真由美議員） 理由の中に、議長職の辞任と猛省を求めるものということが最大の理由と捉えています、この文面からすると。これは当初から出そうと予定をされていた決議文であったことと拝しますが、議長が辞任をするということについては、直ちにという言葉も入っておらず、3月というところに不審があるとすれば、なぜ文章を入れなかったのかお聞きいたします。
- 副議長（陶山良尚議員） 5番笠利毅議員。
- 5番（笠利 毅議員） 事柄の順序といたしますか、作業の順序でいえば、3月云々ということを目にする前に、原本は基本的に作成されております。
- 副議長（陶山良尚議員） 10番小島真由美議員。
- 10番（小島真由美議員） 提出するときは、それはでももう知っていた、辞職をすること自体は知っていたという認識でよろしいですか。
- 副議長（陶山良尚議員） 5番笠利毅議員。
- 5番（笠利 毅議員） はい、知っておりました。
- 副議長（陶山良尚議員） 再々質疑はございませんか。
- ほかに質疑はございませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 副議長（陶山良尚議員） これで質疑を終わります。

自席のほうへどうぞ。

討論を行います。

反対討論はありませんか。

6番堺剛議員。

○6番（堺 剛議員） 先ほど述べさせていただきましたが、反対の立場で討論させていただきます。

辞意表明が明らかになっている今、議会としてこの辞職勧告を求める意義というのが整合性が保たれない、ないものと認識いたします。ゆえに、今回の勧告決議に対する意見は反対を表明させていただきます。

○副議長（陶山良尚議員） 次に、賛成討論はありませんか。

8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） 賛成の立場で討論いたします。

まず、私が同じ会派に属する議員でありながら決議の賛成者となったことについて、本来ならば同会派の橋本議長を擁護する立場、行動をとるべきところですが、私なりの考え、方法で応援してまいりました。それは、みずから議長職を辞して議会を正常化させるとともに、議会改革の先頭に立っていただけるよう、誠に僭越ながら、橋本議長に直接ご提案、お願いすることです。残念ながら、それは理想の話であるとして聞き入れていただくことはかなわず、いよいよ事ここに至っては、議員各位の橋本議長に対する信任度をはっきりお示しする必要があると考え、決議の賛成者となった次第であります。

この決議の賛否に関する判断基準は極めてシンプルで、市民のために議会を変えねばならんと考えれば賛成に、現状維持でこのままがよいと考えれば反対になるでしょう。もちろん私は、この議会を変えねばならんと考えます。

加えて、来年3月で議長を辞職する旨の表明が本日本会議直前、突然に橋本議長よりございましたが、それを受けて、議会の正常化を一刻も早くと考えるならば賛成に、半年先でも構わなければ反対になるでしょう。もちろん私は、一刻も早くと考えます。

議員全員18人で議会を変えたいと考え、賛成いたします。

○副議長（陶山良尚議員） ご静粛にお願いいたします。

ほかに討論はありませんか。

16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） ご本人がおられないのが、ちょっとここにおられんのが残念なんです。まず最初に、質疑をされました何人かの質疑から、笠利議員、提出者としてお答えでしたけれども、堺議員、長谷川議員、徳永議員の質疑ですが、まず順番はともかく、徳永議員の法的根拠というやつですね。当然ご存じだと思いますけれども、これが可決されても、それをもって現時点の地方自治体の現状、法的な解釈に関してはいろいろ疑義があるようでございます。ただ現時点で、実際にこれが可決されても、去年、問責決議等々をやった、辞職勧告決議

をやった、しかしそれは法的な実効性はなかったわけですね。それはもう当然ご存じと思う。

そして、そのことを言っているのか、それともこれを出したこと自体の法的根拠というのであれば、地方自治法並びに会議規則を見ていただければ、十分に理解できると思います。また、提出者が最初に冒頭言いました、規則の第13条第1項の規定によって出しておるわけでありませぬ。

それから、その他議員、3月辞任の話ということをやったと、聞いているんじゃないかと、あるいはそれをもってよしとするんじゃないかという話ですが、これを読んでいただくとわかるけれども、いつやめろ、確かに書いてないですね。例えば借金をしたときに、いつまでに返せですね、いつまでに返さなくていいというそれは契約なんですね。返せというのは、いつじゃないでしょう、今すぐですよ。これは読み方があるのかもしれないけれども、私はそう思います。

その中で、また政治倫理、私は委員長をしておったので少し申し上げさせてもらいますが、その中でなぜ議長辞職に関して触れなかったかって、当然ですよ。そういうことをやっている委員会じゃなかった、政治倫理審査会はそういうことを求めていなかった。あれが、申立人の内容を当然皆さんご案内と思いますが、それは、これは市議会の政治倫理条例に抵触しているんじゃないか、第3条の第1項に触れるんじゃないかと、そのことを議論しているわけですね。そのことはご理解ください。

それから、正常な議会とはということがあったので、私が余り答えても何ですが、正常な議会とは、市民との信頼関係があって初めて正常な議会だと思う。これに尽きると思う。

それから最後に、3月議会でどうしてだめなのかというふうなことです、ちょっとこういう例えがどうなのかは思うんですが、手形を振り出したと、手形を、約束手形を。それがちゃんと履行されるかどうかかわからん、不渡りになるかもしれない。しかし、その手形も実はまだ振り出してないんでしょう。口頭でそういうふうな話があっただけの話で、実際何ら形としては見えていない。そうでしょう。何も本会議場でも一言もそういうふうな文言もなかった。それをもって、なぜこれをこのことに係ってくるのか、提出に。

もう少し言いますと、今先ほどその話ですね、やめるふうな話のことの中で、こういうことを言われたと。ここまで譲歩するんだから、それをもってこれを引き下げないのだったら、もう絶対やめんと言われたんでしょう。知ってあると思う。そこまで言うんだったら、お金を借りた人間が今返さん、半年先に返す、もし今すぐ返せと言うんだったら一円も返さん。おかしいでしょう、これは。おかしいと思う。そんな理屈が僕は通る議会ではだめだと思う。

少し戻りまして、まず、7カ月たつわけです、この発言以来。挽回のチャンスは何回もあった。やり直すことはできたと思います。信頼が得られたかどうかかわからない、しかしそうすべきだった、しかしそれをしなかった。やってきたのは、10のうち1が謝罪であって、残りの9は自己弁護と自己擁護。失言、暴言を繰り返してこられました。



また、1月28日の発言でございますけれども、これは市民の意思、選択である投票結果を否定する重大な発言ですね。だから、ここまで大きな騒ぎになったわけです。いつ発言したかは関係ありません。そういうことでよしとするような意見があったけん、少しびっくりしたんですが、根底にはやはり、こういうものは市民あるいは議会制民主主義を無視するような放漫な考えがあるんだと思う。

一議員として非常に私が我慢できんのは、この不信任の提出ということです。皆さん覚えてらっしゃるでしょう、ここに18人、議長今は抜けて17人いますが、ほとんどが皆さん去年の前市長に対する辞職勧告決議、その前の問責決議。6月問責、そして辞職勧告、そして不信任、そして議会解散、そしてまた不信任という、不信任というのがどれだけ血を流すようなものかというのはご存じだと思う。それを本人が、一時の感情であるかにしても、不信任を出したいくらいだと。そしたら、議長が、よし、不信任でいくぞと言ったら、我々はみんなそれにつき合わないかんのか、議会とはそういうものなのか、そこを考えていただきたい。

細かいこと幾つか言いますが、あることないことをある団体が書くということを行っているが、それは私は少し違うと思う。あることは書いている、でも、ないことは書いてない。書いているとすれば、自分の意にそぐわないことは書いている、意にそぐわないことはないことなのかと、そこは申し上げたい。

それでいくと、4月27日に議会意見交換会をやった。その中で議長がはっきりおっしゃったのが、まず幾つもありますが、国政選挙のために意見交換会が開けなかったということを行っていますね。市会議員は国会議員の手足じゃありませんよ。これは違うでしょう。市長の不信任やら議会の解散やら、そういうことに面して実質できなかつたんでしょ。全然違うでしょう。

それから、九州大学の斎藤名誉教授が問題ないと言ったとはっきり明言されました。私はすぐ近くにおって、びっくりして、違いますよと取り消したけれども、そんなことは一言も言っておられません。斎藤教授は、非常に問題がある発言である、ですから私的ではなく公的な謝罪をさせるべきじゃないですかとはっきり言っています。記録に残っています。問題がないなんて、一言も言っていない。ただし、条例に抵触するとまでは言えない、これをもって条例に抵触するというのであれば、今後条例の運用が非常に問題になってくるよと、そういうふうには言っておられます。議事録を確認してください。

また、議員協議会、ちょっとこの辺は飛ばします。

最後に、長くなりましたので、これだけはどうしても我慢できないといえますか、許容できないのが、議会意見交換会はガス抜きのおっしゃっていただけます。我々議員全員に。明言されました。しっかり覚えておると思います。議会意見交換会のため、どれだけ我々が準備して、汗流して、チラシも駅で一枚一枚配って、公共施設に張って、お願いして、これだけのことをやるとるのをガス抜きの場だと明言する議長が、果たして適任なのかどうかということも考えていただきたい。

このチラシを見てください。また新しいのつくりますが、チラシにこう書いてある。「議会活動をご報告するとともに、市民の皆様のご意見をお聞きし、これからの議会活動に反映してまいります」と書いています。これみんなうそなんですか。このままだったらうそになりますよ。

これらの一連の暴言、妄言、作為、無作為に対して決して容認できません。議長辞職は当然ですが、私は市会議員としても辞職すべきと思います。

以上です。

○副議長（陶山良尚議員） ご静粛に願います。

ほかに討論はありませんか。

10番小島真由美議員。

○10番（小島真由美議員） 今、門田議員のほうから3分間にわたって熱弁がありました。これをずっと私たち議会としても、協議会室でずっとやってきました。そして、やっと議長が辞職をするというところまで来ました。もしこの議長が辞職をするという発言がなければ、皆さん恐らく決議文には賛成していたでしょう。しかしながら、やめるという人間に対して、これ以上この文書を出すことについての……。出すことに対して、この理由の中には辞職を求めるといふことですから、辞職をするということ結論がいつているということ、公明党としては今回は反対をさせていただきます。

○副議長（陶山良尚議員） 何度も傍聴人に申し上げておりますけれども、ご静粛に願います。

ほかに討論はありませんか。

5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） 先ほど壇上では提出者として語っておりますので、必ずしも私個人が本当のところ思っている、あそこで本当ではないと思っていることを言ったわけではないのですが、私個人の考えとして述べたものではないつもりです。そのことを最低限2つに絞って語りたいと思いますが、今小島議員が言及されたことで、協議会室でこうしたことをやってきたということですが、それについては、予定外ではありますが、一言、私自身考えていることがあるので、先に言っておきたいと思います。

橋本健議長は、政治倫理審査会の結果を受けた後、基本的に常に真摯な対応というものを、この件に関しては市民に対して求められている状態にあると、そう考えていいと思います。協議会室で話し合うことそれ自体は一向に構いませんが、とりわけ8月29日の協議会室で行われた会合というんですかね、非公式の集まりですけれども、議員に対しては統投の決意と意思をはっきり表明されています。橋本健議長がこの発言問題を受けてどのような態度をとるかということは、基本的に常に真摯な対応という概念の中に入っていなければならないと考えています。協議会室で幾らやってきて、そこでどのような形で3月という意思が表明されたとしても、それらは表に出なければならない性質のものであると考える。

したがって、協議会室で言われたことを議案の中で私は8月29日のこととして言及しており

ますが、3月でどうこうという話は協議会室で語られたことではなく、口伝えで聞いたものです。時と場所を決めてはっきりとした意思表示として示されたものという点では、8月のもののほうがはるかに公共性が高い。市民に対して向けられたという心根がなければ、表明することもできない内容という点では、はるかに8月の内容のほうが重たい、私はそのように考えています。

そのようなこともあって、仮に3月でやめるということを耳にしていたとしても、事の順序として、今までの経緯を踏まえるならば、8月のもの、これを看過、3月でやめるからといって、そのことの責を免責するわけにはいかないと、そのように考えています。

本題に入りますが、笠利毅議員としての2つの点、議会への信用という点と市民への責任という2つの観点から討論を行いたいと思います。

1つ、議会への信用という点ですが、橋本議長の不適切発言そのものは、政治倫理審査会の過程で、著しく不適切なものであると議会としての評価は確定している。それゆえ、政治倫理審査会は、附帯意見で市民への真摯な対応こそが重要であると強調した。全員一致の見解であると思うし、各委員全てその点を強調されております。

こうした事実があるにもかかわらず、橋本議長が事後的に果たされるべき責任を放置してきた。のみならず、4月からですね、そこから数えています、4カ月ほどを経て改めて審査会以前の自分の態度を繰り返し主張している。8月の話です。こうした議長の姿勢には、議会に対する無責任を見てとらざるを得ない。議会に対して無責任な議長を抱く議会に、議決の公正さは期待できない。

思い出していただきたい。そもそも1月28日の発言は、芦刈前市長への一連の決議が、特定の人物を市長の座に据えるためののみ行われたのではないかという強い疑いを招くものです。発言は、これらの決議の提案者となられた村山議員を初め議案に名を連ねた全議員を激しく侮辱するものであったと私は考えております。

議決への信頼をおとしめる無責任な発言が事の発端にありました。半年後、議会そのものへの無責任が確証されたと考えています。この半年間の橋本議長の無為と無反省は、確実に議会をむしばんできたものと。激しい表現を用いていますが、6月の議員協議会での橋本議長に対する各議員の発言は、私が考えた以上に厳しいものでした。暗黙の共通認識は議員間にもあると感じております。議決への最低限の信頼を保つよりよい議会をつくり上げていくためには、橋本議長にはその座をおりていただかなければならないというのが私の結論です。

もう一点、2つ目、市民への責任という観点ですが、決議案もそうですが、ここまで討論は議員、議会の立場からのみ行っています。ただし、橋本議長には市民に対する説明責任が求められています。8月の広報にも議会だよりも明確に載っております。仮に今後橋本議長が議長職を辞すとの決断を行ったとしても、それだけで自動的に市民への責任が果たされたことにはなりません。しかし、この場合、議会として開かれた議会を目指していくことはできるでしょう。

他方、仮に今日この議決が否決されたとして、それによって橋本議長の市民への責任が免責されることにはなりません。しかし、その責任が果たされることは、もはや期待できない。議会は、返済不可能な負債を負うことになると考えています。

いずれにしても、この議決を行うことで、議会も橋本議長が負うべき責任を分有、分かち合うことになると思います。議会としての意思表示を求めているからですね。ポジティブにその責任を分かち合い、分有し、よりよい議会になろうとするなら、この議決は可決されなければならないと考えています。そうでないならば、再び無為と無作為の日が続くことを恐れています。

以上、討論を終わります。

○副議長（陶山良尚議員） ほかに討論はありませんか。

12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 何ですか、笑い声は。もう出ていってもらえませんか。

橋本議長に対する議長辞職勧告決議について、反対の立場で申し上げます。

1月28日の問題発言に、29日にニュースが流れ、31日に市長に陳謝され、橋本議長は、本音ではなく、負けたショックから発してしまいました、誠に申しわけありませんでしたと丁寧に陳謝されました。市長からも、戦いは終わったこと、水に流しましょう、これから一緒に協力し合って頑張ってもらいましょうと、緊密な連携を約束されました。これは2月1日の西日本新聞にも掲載されました。

それから3月、6月、9月の定例議会も開催されまして、8カ月が過ぎました。市民自ら市政を考える会の方から、市議会議員に対しての要望書がありましたが、1回目は6月28日付、議長職を勇退してほしいということ、2回目は7月28日付では、4月23日の政治倫理審査会の審議の結果に対して疑義の申し出。3回目は8月28日付は、前回の回答を早期に回答してほしいという文でした。4回目の9月10日は、議会が自浄能力を発揮できず、何らか動かないのであれば、太宰府市議会不要論も展開していかざるを得ない、議員各位の良識のある行動を要望し、期待するとの文面でございました。それに伴い、今回2名の議員から決議文が出されるとは、私は思っておりませんでした。

平成30年4月16日、太宰府市議会政治倫理審査会の委員長から、審査結果の報告が提出されました。広報だざいふ8月1日号に、議会広報を市民の皆様にも拝読されたと思っております。太宰府市議会政治倫理審査会の結果は何だったのでしょうか。

2名の議員さんにお尋ねしたかったんですけども、議会は議会で決まったことを議会の広報で公表されたんです。議会に決議文を出すということは、逆に市民の不信を招き、議会の信頼もなくなります。私、一人の議員として、今後どうやって太宰府を盛り上げ、市政改革、市長の公約である日本を代表するまちにするためにも、今回の要望に対しては反対させていただきます。

○副議長（陶山良尚議員） ほかに討論はありませんか。

3番船越隆之議員。

○3番（船越隆之議員） 今回の辞職勧告決議に関しましては、反対の立場で討論させていただきます。

今までのいきさつの中で、議長の発言に関しましては、私もいろいろな協議会の中でかなり厳しい意見を申し上げてきました。この発言に対しては、どう見ても不適切な発言であるということで、議長みずから身を引くことがこの解決方法でありますよということで、そこまでは、やめるとは言われませんでしたので、そこまでぐらいの気持ちで私も言ってきました、今まで何回も。これ以上まだ言わせるのかというぐらい言ってきました。

その中で、政治倫理の中で、この倫理の中ではもう問題はないということで、審査会に参加された方も、何の権利もないんだから、やめさせる権利がないんだからということで、本人がやめなければやめなさいいいんじゃないかというような話まで出ました。

その中で、いろいろな協議する中で、この決議案が出るまでに、それまでは、いや、3月ぐらいでやめてもらってもいいんじゃないのかというような話までいろいろ皆さん言ってあったのに、ここ何日かの話で急に急転して決議案を出すと、すぐでもやめてもらわないかんとするのは、ちょっと何かおかしいんじゃないかと。それまでは、もうやめてもらえばいいんだというような意見のもとで協議してきたはずなんです。これは議員の皆さんが全部そういう気持ちでしてきたはずなんです。議長に辞職してもらえばそれでいいんじゃないかというような話やったです。それを急にこういう形で持ってくるということ自体も、どういうことからこういう形になってきたのかなと、もう不思議でなりません。

もう私は、議長にも言いたいことも言ったし、これ以上言うことはありませんが、この決議案に関しましては、本人が辞職すると、3月で辞職するということをはっきり言われました。

（「市民は聞いてない」「そのとおり」と呼ぶ者あり）

○副議長（陶山良尚議員） 静粛をお願いします。

（「自分たちだけで決めるな」と呼ぶ者あり）

○副議長（陶山良尚議員） 余りにちょっと傍聴のほうから言葉がありますので、もういいかげん度が過ぎておりますので、退場を求める場合がございますので、次はもうそういう形でまいりたいと思いますので、願いたいと思っております。

○3番（船越隆之議員） ということで、この決議案に関しましては反対の立場です。

以上です。

○副議長（陶山良尚議員） ほかに討論はありませんか。

15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 先ほどの門田議員の中の発言にも関連する部分もありますけれども、議会の意見交換会の際に、議長の発言の部分で私も容認できない部分がありました。その点については、私は6月の協議会の際に、議長に対しては私の見解も伝えさせていただき、議長には猛省を求めた経過がございます。

その上で、3月をもって辞職をされるということでございますから、今回のこの辞職勧告という辞職という部分の思いは、3月末をもって辞職をされるということで尊重したいと思しますので、この決議については反対を表明いたします。

○副議長（陶山良尚議員） ほかに討論はありませんか。

4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） 先ほど質問しました法的根拠、それと議会の正常化、やはりいろいろな、この議員全ていろいろな考え方があって、太宰府市民の方もいろいろな考え方の方いらっしゃる。やはり議長職というものは、一度選挙で選ばれた議長は4年間の保障、だからみずから辞職しなければ議長をやめることはない。いろいろな人がどんなに言っても、本人がやめないとすれば、やめさせることはできない。

しかし、今回議長は、総合的に考えて、みずから3月で辞職すると。それはやはり議会の正常化、多くの市民の方の声も大事でしょうが、私たち議会は全ての太宰府市民の方のために正常な議会を運営し、市民のために頑張っていく決意でここに議員がいるわけですから、もう議長がみずから謝罪し、今後の方向性示されたので、今回の件については反対したいと思います。

○副議長（陶山良尚議員） ほかに討論はありませんか。

14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 反対の立場で討論します。

先ほど政治倫理審査会においても、市民の方からまだ疑義が生じているということもあります。ですから、あれはやっぱりやり直しを市民の方も要求されているわけですね。ですから、今回議長が辞職をされるということで、議長辞職に関してはもうそれで審査会も開かれることはないのではないかなというふうには思っておりますね。

非常に残念なのが、やはり会派内等で内々で話していたことがこの討論でもされると。ちょっと人としてどうなんだろうかね。会派内のことをよそに持ち出して、あげくの果て討論までされるというのは。私は非常に何か不信感をそっちのほうで覚えますね。

今後、どういうふうに議会が正常化されていくのか、私はわかりませんが、そういった不信感のある中で、私も今後その議員たちに対しては接していかないといけないとここで表明して、私の討論を終わります。

○副議長（陶山良尚議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

本件は起立による表決にしたいと思います。

決議第1号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（少数起立）

○副議長（陶山良尚議員） 少数起立です。

よって、決議第1号は否決されました。

〈否決 賛成3名、反対13名 午後0時04分〉

○副議長（陶山良尚議員） ここで、橋本健議員の入場を認めます。

（18番 橋本健議員 入場）

（「税金泥棒」と呼ぶ者あり）

○副議長（陶山良尚議員） 申しわけありません。もう今ひどいやじが飛んでおりますので、そういう方は退場していただいて結構でございますので。

（「退場しましょう」と呼ぶ者あり）

○副議長（陶山良尚議員） 退場願います。

橋本健議員に申し上げます。

ただいまの決議第1号「橋本議長に対する議長辞職勧告決議」は否決されましたので、お知らせいたします。

ここで議長の職務が終わりましたので、議長交代のため暫時休憩いたします。

休憩 午後0時04分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後0時08分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして平成30年太宰府市議会第3回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、平成30年太宰府市議会第3回定例会を閉会いたします。

閉会 午後0時09分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成30年11月15日

太宰府市議会議長 橋 本 健

太宰府市議会副議長 陶 山 良 尚

会議録署名議員 入 江 寿

会議録署名議員 木 村 彰 人